

令和7年度情報通信技術支援員派遣業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

富山県教育委員会教育企画課

1 趣旨

本要領は、令和7年度情報通信技術支援員派遣業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和7年度情報通信技術支援員派遣業務

(2) 目的

ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を整備し、学校におけるICT教育の支援体制を強化するため、専門的な知識や経験を有する情報通信技術支援員（以下「支援員」という。）を富山県立学校（県立高等学校及び県立特別支援学校）に派遣し、適切な支援を行う。

県立高等学校及び県立特別支援学校高等部においては、令和7年度入学生より原則として個人所有の1人1台端末を導入する予定である。1人1台端末は現在、県立高等学校においてはMicrosoft Windows端末、県立特別支援学校においてはiPadを利用している。令和7年度入学生からの個人所有の端末は、各学校、各学科の事情、方針に応じてMicrosoft Windows端末、Chromebook、iPadのいずれか又は全てを選択する予定である。新端末導入のサポート、各OSの特長を踏まえた効果的な学びの提案、教職員の研修等についても、本業務を通して各学校を支援する。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

ただし、派遣期間は令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

（派遣日は、各学校の希望を踏まえて決定する。4月1日から確実に派遣可能な体制を整えること。）

(4) 内容

別紙「令和7年度情報通信技術支援員派遣業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 委託料の上限額

金15,185,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

参考見積書の金額が、上限額を超過した場合は失格とする。また、この上限額とは別に契約手続きの中で予定価格が設定される。

本プロポーザルは、富山県令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、富山県議会において関係予算が可決されなかった場合は、契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、プロポーザル参加事業者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については一切補償しない。

4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 本業務を実施するうえで必要な十分な経験と知識を有し、確実に遂行できる体制であること（令和7年4月1日までに、派遣を予定する支援員全員の派遣準備を確実に整えることができること。）。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

5 プロポーザル参加手続等

(1) 参加申込

- ・提出書類：参加申込書（様式1）（PDF形式、押印不要）
- ・提出方法：本プロポーザルに参加を予定する場合は、「参加申込書（様式1）」を令和7年1月29日（水）午後5時（必着）までに、「12 提出・問合せ先」へ電子メールにより送付すること。
必ず電話で着信の確認をすること。また、メールの送信記録は保存しておくこと。
- ・メール件名：【事業者名】情報通信技術支援員派遣業務委託プロポーザル参加申込書

(2) 質問

質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。電話及び口頭による質問は受け付けない。

- ・提出書類：質問書（様式2）（Excel形式）
- ・提出方法：「質問書（様式2）」へ記入のうえ、令和7年1月29日（水）午後5時（必着）までに、「12 提出・問合せ先」へ電子メールにより送付すること。質問内容によっては、回答に時間を要するので、できるだけ早く送付すること。
必ず電話で着信の確認をすること。また、メールの送信記録は保存しておくこと。
質問に対する回答は、プロポーザルに申し込んだ全ての者に対して、質問した事業者名を伏せて令和7年1月31日（金）までを目途に行う。
- ・メール件名：【事業者名】情報通信技術支援員派遣業務委託に係る質問

6 提案書等の作成及び提出

本プロポーザルへの参加を申し込んだ事業者は、仕様書及び審査基準を踏まえて次のとおり提案書等を提出すること。

※ ファイル形式はPDFとする。全て別ファイルとし、一つのフォルダにまとめて提出すること。

- ・提出書類
 - ① 提案書等提出届（様式3）
 - ② 提案書
 - ③ 業務実績調書（様式4）
 - ④ 統括責任者調書（様式5）
 - ⑤ 参考見積書（様式任意）

※ ②～⑤については、正通（提案者情報を明記したもの）と副通（正通の提案者情報を黒塗り又は削除したもの）をそれぞれ提出すること。ここでいう提案者情報とは、事業者名、代表者・統括責任者・担当者等の氏名、会社のロゴ、再委託先会社名等の提案者に関する情報をいう。実績や本業務の体制等の審査基準に記載された内容の審査に必要な情報は副通でも分かるようにすること。副通はタブレット等で参照した際にも、提案者情報が分からないようにすること（副通の文字の上に図形を重ねてある場合等で、文字をコピー、貼り付けすることにより提案者情報が分かることがないようにすること。）
（以下、同様とする。）。

※ 富山県の「とやま女性活躍企業」又は厚生労働省の「えるぼし」の認定を受けている場合は、認定を確認できる資料（PDF）を添付すること。

- ・提出方法：電子メールにて「12 提出・問合せ先」へ提出
- ・メール件名：【事業者名】情報通信技術支援員派遣委託に係る提案書等
 - ※ 提出するファイルの合計容量が10MBを超える場合は、前日までに

「12 提出・問合せ先」に連絡すること。大容量ファイルの送信方法について、別途連絡する。

- ・提出期限：令和7年2月4日（火）午後5時（必着）
 - ※ 必ず電話で着信の確認をすること。また、メールの送信記録は保存しておくこと。

- ・提案書の書式
 - ① A4縦長又はA4横長のいずれかに統一し、横書きとすること。
 - ② 提案書本文は15ページ以内とし、各ページにページ番号を記載すること。表紙・目次・空白ページは数えない。
 - ③ 以下に掲げる内容については必ず記載すること。また、「令和7年度情報通信技術支援員派遣業務委託に係る公募型プロポーザル 審査基準及び配点」の各項目を踏まえて記載すること。
 - ・会社概要
 - ・業務に対する基本方針
 - ・支援員の支援内容や相談窓口の教職員への周知方法、派遣依頼回数増加のための提案
 - ④ ③の他、当該業務の特性や継続性等を踏まえた提案等を記載可能。
 - ※ タブレットで参照できるように、できるだけPDFファイルのサイズを小さくすること。

7 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

提出された提案書等の内容審査（以下「書類審査」という。）及びプレゼンテーション審査により、「令和7年度情報通信技術支援員派遣業務委託に係る公募型プロポーザル 審査基準及び配点」に示す審査基準に基づいて審査を行い、全審査委員の得点を平均したものを事業者の得点とする。

最も得点の高い事業者を受託候補者、次に高かった事業者を次点者とする。

複数の事業者が同点の場合は、提案点（基本事項と支援業務の合計点）が高い事業者を受託候補者又は次点者とする。

提案点も同点の場合は、抽選とする。

受託候補者との契約に向けた交渉が整わなかった場合、次点者と交渉を行う。

参加申込書提出事業者数が多い場合、プレゼンテーション審査を適正に実施するため事前に書面審査を実施し、書面審査の上位事業者によりプレゼンテーション審査を実施する場合がある。参加申込書提出事業者数が1者の場合であってもプレゼンテーション審査を実施する。審査は非公開とする。

(2) プレゼンテーション審査

- ・実施予定日：令和7年2月中旬～下旬頃 ※後日、個別に連絡
- ・実施予定場所：富山市内 ※ 後日、個別に連絡
- ・実施方法：1事業者あたりの時間は20分間以内とし、質疑応答の時間として別に10分間以内程度設ける。

説明者は、提案者のうち本事業を担当する者3名以内とする。また、説明は本事業の目的及び体制等を網羅的に理解している参加申込書に

記載された主任担当者が中心となって実施することとする。
会場に準備されたテレビ又はプロジェクター（HDMI接続）を使用してもよい。ただし、提案書等と同時に提出された資料（副通、PDF形式）以外の提示や配付は認めない。準備に要する時間は、2分間以内とする。
プレゼンテーション審査の実施順は、参加申込書の提出順とする。

（3）審査結果の通知

審査結果は後日、書面（電子メール添付）で採否のみ通知する。また、審査結果に対する異議申し立てはできない。

8 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。点数は、各評価項目に対するA評価からE評価による加点方式を採用する。

<審査基準>

「令和7年度情報通信技術支援員派遣業務委託に係る公募型プロポーザル 審査基準及び配点」のとおり

9 契約の相手方の決定方法

県は受託候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が調った場合は、受託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

10 日程（予定）

令和7年1月15日（水）	プロポーザル 募集開始
令和7年1月29日（水）午後5時	参加申込書及び質問書 提出期限
令和7年2月4日（火）午後5時	提案書等 提出期限
令和7年2月中旬～下旬頃	プレゼンテーション審査
令和7年2月中旬～3月上旬頃	受託候補者の決定

11 その他

（1）提出する案は、参加事業者1者につき1案とする。

（2）次のいずれかに該当する場合には、提案を無効とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 実施要領等で示された提出期限、提出先、提出書類の書式等の条件に適合する書類の提出がなかった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合

オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

カ 提出書類に記載された内容において、明らかに公正な競争を阻害する又は業務実施に支障を来す恐れがあると判断される場合

（3）本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加事業者の負担とする。

（4）提出された提案書等は返却しない。

- (5) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。(様式任意)
- (6) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (7) 提案書等の内容に不整合があった場合は、富山県にとって利となる内容を正とする。
- (8) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。

12 提出・問合せ先

富山県教育委員会教育企画課ICT教育推進係

谷川

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL : 076-444-4511